

職業安定分科会雇用保険部会（第 203 回）	資料 1 - 1
令和 7 年 1 月 16 日	

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条  
第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保  
険率を変更する告示案要綱



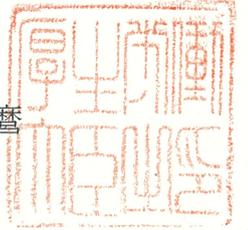
厚生労働省発職 0116 第 1 号

令和 7 年 1 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する告示案要綱

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率を千分の七（農林水産業、建設業及び清酒製造業については千分の九）とするものとする。